

兵庫県環境審議会環境基本計画検討小委員会（第5回）会議録

開会の日時 平成20年4月28日（月）
午前10時開会
午前12時閉会

場 所 神戸市教育会館（404号室）
議 題 (1) 目標設定の考え方について
(2) 第3次兵庫県環境基本計画（素案）について
(3) 今後の審議スケジュールについて

出 席 者 小委員会委員長 天野 明弘 委 員 小林 悦夫
委 員 大久保規子 委 員 竹内 恵子
委 員 小川 雅由 委 員 新澤 秀則
委 員 川井 浩史 委 員 藤井 貞夫
委 員 北野美智子

欠 席 者 3名（中野加都子、服部 保、吉積 巳貴）
欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名
環境担当部長 高井 芳朗 環境創造局長 京 雅幸
環境管理局长 菊井 順一 環境政策課長 八木 英樹
環境政策課課長補佐兼政策係長 菅 範昭
自然環境課副課長 弘中 達夫
豊かな森づくり課副課長 酒井 宏一
環境整備課副課長 鷲見 健二 環境影響評価室職員 花房 良
大気課副課長 佐藤 善己 水質課副課長 秋山 和裕
その他関係職員

会議の概要

開会（午前10時）

- ・議事に先立ち、高井環境担当部長から挨拶がなされた。

1 議事

(1) 目標設定の考え方について

審議の参考とするため、事務局（環境政策課課長補佐兼政策係長）の説明を聴取した。

（天野委員長）

お手元に「「環境適合型社会」の定義について」というペーパーを配布している。簡潔に言うと、案2より案1の方が適切ではないかと思う。案1とその前の「新兵庫県環境基本計画」の定義とを比べると、追加事項が2つあり、案2ではこれを非常に簡略化してい

るという違いがある。案1の内容をあまり変えず少し短くした私なりの案を書き、その理由を下に書いているので、参考にさせていただきたい。

先程、「人と社会」が「人と自然」「人と人」との間に入った理由は、都市型環境問題が深刻化したためという説明があったが、都市型環境問題も大きな意味では環境問題の一つである。環境問題は人と自然、人と人との間で起こってくる問題であり、あまり事象ごとに入れていくと、環境問題が起こる度に項目を増やさなければならなくなる。

それから「共生と循環の中で」は、詳しい文章を読んだ後であれば意味がわかるが、いきなりこのように書かれても、共生と循環の中で何をするのか一般の方には意味がわかりにくい。

また「地球的視野のもと」が「共生と循環」とは別の問題として書かれているが、全く同じようなことを言っているのではないか。

それから「生存を保障する」が省かれているが、「生存を保障する」とことと「恵沢を継承する」とことでは内容が異なる。「生存を保障する」とことには非常に重要な意味があるので、やはり残しておくべきだと思う。

それから「環境の恵沢」を受けるのが「将来世代」に限定されているが、世代だけでなく生物も全て含めて恵沢を受けるのであり、人類だけに限られない。

また「環境適合型社会」という言葉が以前から使われているが、この言葉の前に「環境適合型社会」とはこのような社会であるという定義を括弧書きで付記すれば良いのではないか。

そういったことを考えて書いたので、参考にさせていただければと思う。

(小林委員)

今回新たに「環境問題に予防的に取り組むことにより」という文章が加えられているが、今頃になってなぜこの言葉を入れなければならないのかよくわからない。以前はよく「予防的」という言葉を使っていたが、ここ10年位は使っていない。

それから、最後に「可能な社会」とあるが、「持続的に発展することが可能な社会」という時の「可能」と、「環境の恵沢を将来世代に継承することが可能な社会」という時の「可能」とでは全く意味が違う。発展することが可能というのなら意味がわかるが、恵沢を継承するのは必須条件であり、できれば可能という言い方になっているのはどうかと思う。これは直した方がよい。

(天野委員長)

どうして「予防的取組」が入ったのか。

(環境管理局长)

資料1の定義の変遷の中で書いているが、いわゆる都市・生活型公害の深刻化等の前提を踏まえ「環境基本計画」や「新兵庫県環境基本計画」を策定してきたが、今回加えた「予防的」については、地球環境問題に思いを馳せ、従来の公害等の問題に対する「予防的」という意味ではなく、意味をもっと拡大して、地球的視野のもと我々自身の生活・社会のあり方を「予防的」に考えていってはどうかということに入れさせていただいた。

(小林委員)

入れなくても十分に意味がつながるので、なぜ無理に入れるのかやはり理解できない。
ここでいう環境問題とは何なのかもよくわからないし、いわゆる公害問題に対する予防ならわかるが、環境問題の予防というのは少し違うような気がする。

(大久保委員)

私は基本的には、天野委員長の案1の修正案が非常にすっきりしていると思った。「地球的視野での共生と循環ならびに予防的取組みを旨としつつ」となっているので、これであれば、どのような対策を行っていくのかに関する指針になっており、統一的な文脈になっていると思う。

先程小林委員から意見があった点については、「環境の恵沢を将来に継承し、持続的な発展を可能とする社会」としても良いと思う。

(天野委員長)

私は温暖化に「予防的」を使うのはおかしいと思っている。温暖化は既に起こってしまっており予防的に対応するまでもない。温暖化に対しては、mitigation(緩和)かadaptation(適応)しかないというのが通常理解であり、今更予防というのはおかしい。

予防という考え方は、新しい技術や物質が開発される時に、開発する人が将来の事を考慮することから出てくるのであり、そういう意味では、環境問題を考える際にも予防的に対応する必要がある。生態系が壊れる可能性を含めて化学物質を開発するような時には使えるかもしれないが、かなり具体的であり、環境問題に全て当てはめるのは慎重に考えた方がよい。重要な考え方だと思うが、今言われたように温暖化の将来を考えて何かをするという趣旨では使いにくいと思う。「地球的視野で」というのは、シンクグローバリー・アクトローカリーの意味であり、一般的に頭にかぶせるのはどうかと思う。

(小林委員)

どうしても環境問題に「予防的に取り組む」という言葉を入れたいのであれば、文章を入れ替えなければいけないと思う。委員長が言われたように「地球的視野のもと」という言葉が前にあるのが大変気になる。

今ここでこのような文章だけで延々と議論していても前に進まない。

(小川委員)

西宮市でこのような問題を考えた際には「学習」という言葉をあえて入れた。「環境学習都市」という時の「学習」は、単に環境のことを学ぶという意味ではなく、常に新たに起こってくる環境問題に対し、どのように具体的な解決能力を持つ地域社会になりうるか、という意味での学びという趣旨で、あえてそこに入れた。

私もこれを読んだ時、やはり最初にひっかかったのが「予防」であった。私が20年前に環境局にきた時に最初に聞いたのが「予防的措置」という言葉であった。概念としては、「予防」よりどちらかといえば「予見的な」のような将来を見通すことのできる意味を含む言葉の方が良いと思う。「予防」と言ってしまうと、予定されていることを防ぐような非常に近い事に対する感じがするが、今ここで求められているのは、おそらく様々な可能性、起こりうる可能性も含めて、この先どうしていくのかという意味であり、「予見」の方が合うのではないか。それ以外については、天野委員長がつくられた流れで問題ないと

思う。

(大久保委員)

「予防的取組」とか「予防原則」といった言葉は、法律用語として使う場合、或いは条約上の用語として使う場合に様々な意味があるが、最も幅広く共通の要素をとると、科学的な不確実性が存在する場合であっても、何らかの措置をとることを許容するという意味である。そういう意味であれば温暖化対策であっても、どのような対策をとるかについて常に問題はあるので、起こってしまった問題だから予防的方策がないというのは、また別の問題だと思う。そういった幅広い意味でとらえれば、温暖化防止の枠組条約でも使っているし、様々な条約の中で既に起こったことに対しても使っているのに、法律的にそれほど問題は感じていない。

(天野委員長)

私が言っているのは、地球温暖化に限定して使うのは、使い方としてはおかしいということ。

(大久保委員)

それはおっしゃるとおりだと思う。そもそも地球的視野というものがシンクグローバリーの意味だとすれば、特におかしいとは思わない。

(天野委員長)

「予防」というのは、precautionでありpreventionではない。皆さんがおっしゃっているのは、大体preventionの内容のようである。

(環境担当部長)

ここで我々は「予防」という単語にこだわっている訳ではない。今直ちに我々が困っている訳ではないが、将来の世代のために備えて、いろいろな作業をこれからやっという思いを込めるためにこの言葉を入れているので、「予防」という言葉については、もっと良い言葉をご提案いただければ適宜変えていきたい。

それから「地球的視野」という言葉は、国内だけではなく地球全体のことを考えようという意味であるから、直ちに将来のことまでその言葉で読み切るのは難しいと思う。地球的な視野というpoint of viewのことと、長い時系列の先を見越してという2つの思いを入れ込めれば我々の思いは達成できるので、この言葉にこだわっている訳ではないということ伝えておきたい。

(天野委員長)

大久保委員の言われた「予防的取組」という言葉は、元々は「予防原則」であり、これはEUでは非常に厳しい使われ方をしている。それでは厳し過ぎるということで「予防的取組」という表現が使われるようになった。環境問題を扱う人は、この用語はきちんとした内容にしか使わない。これを環境対策全般に使おうとすると混乱が起こる。

(北野委員)

一般的な感覚からすると、このような言葉を使うのはもう遅いのではないかと思う。既

にこの言葉は使い慣れ過ぎていて、今は次の段階にきているのではないかという気がする。

(竹内委員)

私も県民の方にご理解いただくのに、「予防的」という言葉は今さらという感じがする。

(小林委員)

計画の中の別の部分で書くのはいいと思うが、これから新たに環境基本計画をつくっていく兵庫県の打ち出しの部分で、「予防的」という言葉を冒頭に書くのはふさわしくない気がする。もっと良い言葉はないものか。先程小川委員が言われたが、西宮市が環境学習に重点を置いたように、できれば今回の環境基本計画で、兵庫県が何に重点を置いて打ち出すのかということを書いたのが本当は一番良いと思う。

(藤井委員)

天野委員長の方の案の中で、「環境の恵沢を将来に継承できる発展が可能な」という部分の意味がよくわからない。

(天野委員長)

「継承でき、かつ発展が可能な」という意味。普通の言い方では「持続的に可能な」ということであるが、あまり「持続的」という言葉を使うのはどうかと思ったので、「環境の恵沢を将来に継承できて、かつ発展ができるような」という言い方にした。短くするとわかりにくくなる。

(環境管理局长)

小林委員からご意見のあった、兵庫県として何を打ち出すのかということについて、今回あらためてご議論いただきたい。初回から、目標設定についてどのような打ち出し方をするのかという議論が幾度もなされてきており、もう一度整理させていただきたいということで、資料1のP.2に、目標設定の考え方について案1と案2を用意している。当初、案1に基づき素案の作成を進めていたが、前回も目標設定についてご意見があり、今の小林委員の打ち出し方をもっと明確にすべきというご意見も共通項として括られると思うので、もう一度根幹の部分になると思うが、目標設定の考え方について、委員の皆様からご意見をいただきたい。

(天野委員長)

目標設定、特に数値目標をどのように入れるのか、それも内容が異なるものをどのように扱えば良いのか問題があると思う。基本計画は概ね5年毎に改定されるため、数値目標を設定するのは難しく長期的な目標となるが、一度作れば5年間継続され計画を改定する時しか変えられない。一方、個別の施策については、5年の期限がなくどんどん進行しているが、そういったものに当面の数値目標を適宜設定するのは、やや性格が異なると思う。長期の目標、先見性を含めた数値目標と、分野別にその時々に必要な性が生じて設定する目標とを区別して考える必要がある。そのためここで議論するとすれば、個別政策の目標をここに書き込むのではなく、どのような長期的視点に基づき、そういった視点に対し数値を入れるのが適切かどうかについて議論すれば、議論があまり複雑化しないのではな

いか。

(新澤委員)

温暖化に関していえば、現在は2010年の6%削減という目標があり、これを今書く訳にはいかないが、かといって具体的な数値を出せというのはかなり難しいと思う。そうすると、案1か案2-1の例2になると思うが、個別計画、中・長期的なものも含めて、個別に議論をつめていかないと数値は掲げられないと思う。個別計画でちょうど合うものが既にあれば、それを載せてもいいと思うが、温暖化に関して2010年の目標を今さら載せる訳にはいかない。これはかなり難しいと思う。

案2-2については、ほとんどあってもなくても同じ感じがする。

(小林委員)

地球的な視点での目標、国がつくっていく目標、それに対して兵庫県という地域の目標があると思う。ある程度国等が方向性を示さない限り、地方で決めても何の意味もないような目標がある。例えば地球温暖化の温室効果ガス削減率などは地域汚染ではないため、兵庫県が大見得を切って取り組んでもあまり意味はないが、他方、先導的な役割というものもある。長期的な目標はある程度文章的であってもいいと思うが、短期的な5年間の目標ということであれば、できれば少したライした方がおもしろいのではないか。

先程新澤委員が言われた温室効果ガス削減の目標値が6%になった経緯は、事務局で計算して積み上げた数値は+-ゼロであったのに、少なくとも6%にしないと格好悪いと言って押し切ってしまったということであるが、それによって他の多くの府県も6%にしたという例もあるので、そういったやり方もあり得ると思う。

もう1点、循環型社会の構築の目標で、以前からずっと廃棄物排出量が書かれているが、見方からするとおかしい。循環型社会の構築というのは、ごみを出さないことが目的であって、そのための目標をつくるのに、ごみの排出量を目標にするのはおかしい。何か別の視点の目標がほしい。何が良いのかはよくわからないが、ごみの排出量にいつまでもこだわるのはいかがかという気がする。

(北野委員)

私も、循環型社会の構築の目標例として、なぜ廃棄物排出量だけが書かれているのか疑問に思った。リサイクル、再生に関することも挙げなければ、循環型社会の目標にならないのではないか。

(大久保委員)

技術的にはいくつか方法があると思うが、一つは委員長が言われたように、同じことを書いても仕方がないので、個別計画の目標を達成するのはもちろんのことという形で入れ込んでしまうという方法はあると思う。それに加えて、国の環境基本計画にあるような超長期といわれる目標を掲げるのも一つの方法であり、そういったやり方が時期的な意味での技術的な方法である。

それから内容に関しては、国の環境計画との違いというか地域の特性を活かして何をうち出していくのかということ、それから、県の環境以外の計画との調整に関する目標を出していくということ、それから内容について地球温暖化の問題と循環型社会の問題との調

整に関する目標値や定性目標を出していくということなどが、目標のあり方として考えられる。

(藤井委員)

今議論している内容は基本計画のどこに入るのか。それとも別に要約版が出るということか。

(天野委員長)

これは素案であるから、このままの形ではなく、今後皆さんの議論の内容を盛り込んでいくことになる。

(環境管理局長)

「第3部 環境施策の基本理念」の中で、基本目標として「次世代に継承する“環境適合型社会”の実現」を設定し、今の案ではその下に施策を進める上での基本的な視点を記載している。基本的にこれまで案1に基づいて進めてきており、基本的な視点で考え方と方向性を示し、「第4部 環境施策の展開方向」につなげている。

目標設定はどこに入るのかというご意見が出たが、ここで目標設定のあり方が明確になれば、基本目標と基本的な視点との間に入ってくることになると思う。具体的には、素案のP.22の所に、ここで設定する目標を書き込んでいくことになると思う。

(天野委員長)

今既に資料3の説明に入りかけているが、目標設定の考え方について、ここではっきり決めてから先に進むのは難しいというのが皆さんのご意見だと思うので、具体的な内容の議論を踏まえた上で、再度お考えいただくということで、先へ進んだ方がいいのではないかと思う。

それでは議題(2)について、事務局から説明をお願いします。

(2) 第3次兵庫県環境基本計画(素案)について

審議の参考とするため、事務局(環境政策課課長補佐兼政策係長)の説明を聴取した。

(小川委員)

第1回の時に質問をしたかもしれないが、県の立場で「地域」という言葉を使う時は、どのようなエリアを想定しているのか。「環境のための地域システムの確立」という場合に、この「地域」とは、市町でいうコミュニティレベルのことなのか、いわゆる県民局レベルのことなのか、それとも自治体程度を想定しているのか。非常に細かい話から、本来市町でやるべきことを県が上乘せしてやってしまったら重複してしまう。

市町の取組をどのようにこの計画の中に取り込んで、その中からどのように全体像をつかむのかということを考えないと、計画が全て二重構造で作られることになる。その住民が県の計画を見るのか市の計画を見るのか、それらは整合されているのかということが明確でないと、地域システムを変に確立すれば、地域で混乱が生じることもあり得る。前回既に議論があったかもしれないが、その辺りのイメージが今ひとつはっきりしないので

聞かせてほしい。

（環境創造局長）

「地域」については様々な捉え方があると思うが、明確なイメージはまだ確立できていない。様々な取組に対応できるよう幅広く弾力的な意味で「地域」という言葉を使っているので、ご理解いただきたい。

（小川委員）

神戸、姫路、西宮、尼崎、三田などある程度主要な都市は、概ね環境計画を作っており、それらの中にも目標設定や方向性が書かれていると思うが、それらとの整合をどのように図るのかという問題が生じると思う。先程の目標設定についてもそうだと思うが、あまり数字が一人歩きすると、ますますそこに開きが出たり齟齬が生じる可能性がある。基本的視点としての参画と協働や人づくりや仕組みづくりなどは、市町や県民や事業者を巻き込む大きな仕組みとして方向性を示すのであれば、県へと誘導されていく流れも見えてくるが、二重構造になると難しいと思う。

（環境創造局長）

各市町と調整できる点については、大まかな内容ができた段階で、別途あらためて市町のご意見をいただく場を作り、その中で調整を行うことも考えていきたい。また県民全般に対しては、パブリックコメントを実施する予定であるが、その中でいただいたご意見を踏まえた調整も行っていきたいと考えている。

（小川委員）

そうであれば、計画のどこかに項目として、いわゆる「地域」である基礎自治体の計画との連携や重複性といった言葉が入っていると、それらも含めた全体計画という位置づけが見えてくると思うが、ざっと見た限りではそういった言葉がなかった。個別ヒアリングの対象というより、むしろ行政間融合というか連携というか、そういった意味で言葉として入れた方が理解しやすい気がする。

（天野委員長）

政策を考える時には、境界がはっきりしていないとどちらもやりにくくなると思う。県全体でどうなっているのかという意味の「地域」と、一部の地域の環境負荷がどうなっているかを把握する意味の「地域」とでは、少し意味が違うと思う。政策ということであれば、それぞれの主体が決めることであるから、明確にしておかないとお互いに困るので、やはり考え方をはっきりさせておく必要がある。

（小林委員）

今の小川委員のご意見について、「地域システムの確立」と書きながら、5章の中に本当の地域システムのことが書かれていない。国会で数日前に通過した温対法の改正の中で、都道府県だけでなく市町にも一定の権限を付与するという案文が入っているが、入ったのはいいが、その調整を誰がするのかがどこにもふれられていない。そのことが今大きな問題になっており、例えば、今まで都道府県でつくっていた計画を市町でもつくることで

きると法律に書いてあるが、その調整を誰がどこでやるのかということが問題になる。もう一つは、もっと広い地域になるが、例えば大阪と兵庫と滋賀と奈良等の間で意見交換が行われているのかという議論が出たが、実はほとんどされていない。先日も地球環境部会で、私がそういった発言をしたところ、その辺りのことについて気が回らなかったという環境省の陳謝があったが、陳謝だけでは済まないため、別途検討会をつくることになった。環境省側でつくるのではなく、いわゆる全国地球温暖化推進センターの中に委員会をつくり、そこに環境省も出席するような形で調整を始めている。これが例えば近畿であればどこが調整するのか、兵庫県内の各市町の取組について県がどのような形で調整していくのか、そういったことをやはり整理する必要があるという話が出ている。その次は地域推進計画でも同様の話が出てくると思うので、その辺の事を少し先読みされたいかがかと思う。

(大久保委員)

言われるように、温対法の改正で、特例市以上の市に地域推進計画を一応義務づけることを明文化したのであるが、基本的には、西宮市等の先進的に取り組んでいる所を阻害しないという話がまずあると思う。それと同時に、温暖化もそうであるが、取り組んでいる所、先進的な所と、取り組んでいない所との地域間格差がかなり広がっているという問題があるため、その底上げをどのように誘導するのかということが、県の役割としてありうるのではないかと。温暖化についても、人口が減少して6%が自然に達成される所も多いが、そういった所でももっと減らせる場合もあるので、どのように県として誘導できるのかが問題だと思う。

(北野委員)

環境の問題だけでなく、県レベルで参画と協働や長期ビジョンなど様々な審議会があり、基本的理念等について議論されるが、それがそこで留まってしまって地域に伝わらない。ある審議会に出席された方が、ここですばらしい案を出してもらっても、知っているのは県レベルだけで、地域に浸透しないと何の意味もないと言われたが、私もそう思う。やはり県で内容や方向性を決めたことは、市町にきちんと伝達して、地域の皆さんが概ねその傾向を知っているような形にすべきだと言ったところ、ある学者の方から困難である旨のことを言われたが、不思議で仕方がない。環境問題では、県と市町と一緒に会議を開催するのはごみ減量化に関するものくらいだと思う。今言われたように、この種のレベルの会議に関する内容が、広報媒体では流れても、現実に市町の方にあまり浸透していないように思われるが、小林委員はどう思うか。

(小林委員)

現実にそうであり、最近さらにひどくなっている。地域の方々に浸透していない事例が増えており、もっとうまく浸透力を図らなければいけないとよく言われている。私も国の取組を国民にもっと知らせるべきだと国に対してよく言っているが、国の環境基本計画も、今ちょうど見直しのためのヒアリングに入っており、近畿では6月に大津で公開ヒアリングが行われる。

兵庫県の環境基本計画も何回か策定されているが、実はフォローアップはほとんどされていない。前回もフォローアップを行うと言いながら、実際にはやれずに終わったが、こ

これは、基本計画に書いてある項目を一つずつチェックすると7割から8割が理想論でできない話ばかり書いてあるため、やめようということになったのである。結局フォローアップの報告書は審議会には出さなかったと思う。今回可能であれば委員会には出さなくてもいいので、皆さんに配っていただき、それをベースに議論しないと、議論しながら本当に可能かどうかさえわからないというのが本音だと思う。

(北野委員)

同様の問題の具体例として、P.11にレジ袋のことが書いてあるが、レジ袋削減推進会議は確かに設置したが、レジ袋有料化による削減の全県的な推進については実施していない。有料化が良いかどうかということも未定である。企業の中には協力を断っている所もある。現実には親切に5～6枚も袋をくれる店もある。消費者の側から要りませんとはなかなか言いづらいので、やはり企業の側から最低限一枚といったように形から変えていく必要がある。できてもないのにこんな書き方をしてはいけないと思う。こうなったら良いという書き方であればいいが、なっているという書き方ではいけない。

(環境創造局長)

この記述については、現在参画されている個別企業の方から達成できるという報告をいただき、その範囲において取り組んでいこうということで、一応合意に達したことについて書かせていただいている。今後そういった取組を進めてまいりたいと考えているのでご理解いただきたい。

(北野委員)

私は会議の場にいたが、合意には達していないはず。修正してもらわなければ納得できない。

(環境創造局長)

もう一点、小林委員の意見のフォローアップの関係については、これまでの反省も踏まえ、今回は「第5部 計画の効果的実施」の中でフォローアップを行う形をとっており、毎年度フォローアップを実施していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

(環境管理局長)

P.11でご指摘いただいた点については、北野委員のご指摘のとおり「有料化等による」というのは間違いであり、これから2億5千万枚のレジ袋削減を進めていきましょうといったような正確な形に書き直させていただきたい。

(川井委員)

2点あり、1つは先程の数値目標のところに戻るが、やはり何らかの形で数値目標を入れた方がいいと思うが、そうであれば、今の話の流れにあるように、評価することを前提として、達成可能な目標にしておかなければいけないだろうと思う。そのために、一つはいつの時点で達成された、或いはいつまでに達成するのかということ、相当ははっきりと書いておかないと、評価の時に困ると思う。この素案も計画期間等は書いてあるが、何らかの形で数値目標を設定するのであれば、よりはっきりと評価軸というか達成時期をどこ

かに入れておかなければいけないと思う。

その上で生物多様性のことについていえば、現時点では昭和30年から40年の自然環境をめざすということになっているが、これはやはり高過ぎる目標だと思う。県全体がそうなることはとても考えられないので、資料3に挙げている生物多様性の保全に向けた取組を行った結果、達成できる目標という形にせざるを得ないと思う。生物多様性だけについていえば、ある時点での生物多様性を保全する、或いは環境そのものをその時点に回復するという事は難しいので、もっと具体的に、現状の生物多様性のうち保存できる場所を残すといったような形に少しトーンダウンさせ、それでもある時点で評価できるようにした方が話を進めやすいと思う。

もう一つは里海に関する事で、前回の議論がかなり取り入れられておりありがたいと思うが、先週金曜日の環境省の瀬戸内部会の中で、生態学に詳しい委員とそうでない委員との間で里海を理解について議論があり、まだかなり見解の相違が見られる。委員の発言の中には、里山というのはそもそも人間活動の活発な所であり、本来の山とは違う、人間の生活圏の中だけの話として里山があるのであり、海もそうでないと理解が難しいという話があった。このことから考えて、ここで「このため「里山」に準じる考え方として「里海」を」と書いてしまうと、いつまでもこれは里山と違うという所で話がもめて、理解が得られにくいと思う。そのため逆に、適切に人の手が加えられ云々という兵庫県がここで規定する「里山」の定義を先に出した上で「里海」について記述した方が、理解が得られやすいのではないかと。

その後「様々な主体の参画と協働による取組」と書いてあるが、どのような取組なのか、何を目的とした取組なのかがこの文脈では出てこないなので、修正した方が良いと思う。

(天野委員長)

先程もお話があったように、里海の定義は人によって異なるので、ここでは里山の定義を引用して里海を定義するのではなく、むしろ里海の定義そのものを明確にして議論した方がわかりやすいと思う。それも、いろいろな人の定義があることを頭に置きながら書くのではなく、この基本計画ではこの定義を使うのだといったように規定した方が良い。この点については、専門家の意見を聞きながら検討していくべきだと思う。

(小林委員)

里山に準じる考え方については、知事・市長会議でもまだ合意形成されていないと思う。それから最近、柳氏自身もこの言葉に少し慎重になっている。里海という用語は、里山から名前を引用した面はあるが、考え方で引用したとは考えていないと思うので、その辺りを少し整理しなければいけないと思う。

それから、里海という言葉自身、もう20年以上前から使っておられる方々がいて、その方々から勝手に人の名前を使うなという抗議を受けており、それも含めて整理しようという話をしている。来年度環境省にも予算をつけてもらっており、もう一度整理していくことになるため、その意味からも、里海の定義についてここであまりはっきりと書かない方が良いかもしれない。イメージ的なことだけを書いた方が良いのではないかと。5月21日に里海のシンポジウムを開催するが、ここでも様々な意見が出ると思う。

(大久保委員)

まず、目標設定には、積み上げ方式か、或いはバックキャストイングアプローチの形であるべき目標を設定するかの2種類の方法があると思う。日本は基本的に積み上げ方式でやってきたが、それであれば、先程の温暖化の目標では、兵庫県は6%でなく+-ゼロということになってしまう。確実に達成できる目標を積み上げるのは、長期的な目標を立てようとする基本計画の考え方とは異なり、当然達成できる内容が書かれたものにはかならないと思うので、やはり長期的に先を見越したあるべき目標を設定すべきだと思う。その場合、バックキャストイングアプローチだけでも、積み上げ方式だけでも無理なのであれば、最低限ここまでは確実に達成する、それからできればこの位までは到達する、というように何段階かに分けて設定する方法もあると思う。

2点目として、起こってしまった問題には適応(mitigation)しかないという話が出たが、まだまだこれから起こるかもしれない問題が数多く存在する。例を挙げると、P.40に自動車公害対策の話があり、環境基準を達成していない地域があるのでその解決を図るため引き続き云々という表現があるが、今はPM2.5に環境基準を設定するかどうかの問題になっているのであり、県独自の基準を設定することまで今すぐには書けないのであれば、そういった動向も見た上で検討を進めるということ位は書けると思う。もう少し長期的に出てくる問題についても見据えているという計画でないと、基本的な計画とはいえないのではないか。

3点目として、前回あれだけ議論したSEAの話はどうなったのか。それに対する回答は一応お聞きしたい。

(環境管理局長)

第1回、第2回で議論いただき、案1をベースにこの素案を作らせていただいている。そのため第5部の構成がこのような仕組みになっている。P.54の図で環境基本計画に個別計画がどういった形でぶら下がっているかを示し、P.55の上の図で計画推進における目標設定に対する考え方について示しているが、基本計画では目標設定の考え方と方向性を示し、達成可能な数値目標等については個別計画に委ね、全体として基本計画の進捗について点検・評価を行うということにしている。

先程小林委員からチェックが行われていなかったという指摘があったが、これまでの基本計画のフォローアップのやり方が非常にまずかった。北野委員からも指摘を受けてきたが、誰がどこへ浸透させ、どのように進捗しているのかを見える化する必要がある。

そのため、計画の進行管理をどのように行っていくのかについて、その流れをP.55の下図で示しているが、環境審議会に進捗状況を諮り達成状況の点検評価を行う。環境基本計画をいわゆる絵に描いた餅にしないために、今までの基本計画の作り方を反省し、P.56の図でも示しているが、いわゆる第三者の検証評価を受け、達成状況を常にチェックしていく。環境審議会の中で評価を受け、意見・提言を求めるという点検評価の方法は、今回の基本計画の中で、新しい目玉として挙げさせていただいている。

このように個別計画ともリンクさせながら、全体として環境基本計画の目標の達成状況をチェックしていく仕組みを考えているので、今一度、目標設定の考え方の議論に戻っていただきたい。また、達成可能な目標かもっと長期的な目標かということと、進行管理をどのようにしていくのかということも合わせてご意見いただきたいと思う。

(天野委員長)

最初の議題(1)の議論が終わらないまま議題(2)の議論に入ってしまったが、資料4の最後の所でもう一度それが出てきた。P D C Aは、普通は最初の方に出てきて議論するものだと思うが、今回は最後に出てきてこれが目玉ということである。どのような仕組みで行っていくのかについて概ね説明があった。問題は、基本計画の下に多くの個別計画があり、個別計画で多くの目標を設定していて、それもかなり短期的・中期的なものが多いと思うが、それらと長期的な基本計画のP D C Aとがどのようにうまくかみ合うのかといった辺りであり、皆さんに議論いただきたいということである。何か意見はあるか。

(小川委員)

私が西宮市にいた時の経験であるが、平成17年に計画の見直しを行った時に一番問題になったのは、やはり数値目標や目標設定をどうするかということであった。その時、例えば代表的なものをその分野の指標として抽出するというやり方もあったが、P D C Aのことを考えた時に、誰が評価するのかということと、評価は何のためにするのかということをはっきりさせなければ、目標の設定の仕方もずれてくる。要は、継続的に改善を行っていくために評価する訳であり、できたかできなかったかをチェックするのではない。これはI S Oの考え方であるが、西宮市はその段階でI S O 14001の外部認定をやめ、自己宣言的なやり方に変えた。その時に審査機関から言われたのは、行政の場合は、役所の中の紙・ごみ・電気の審査ではなく、政策レベルの評価のP D C Aをどのように回していくのかについて、もう少し積極的に取り入れていく必要があるということであった。環境に配慮したとか、環境に貢献できる事業を並べていく形のP D C Aではなく、大きな政策目標に対してどこまで達成できたのかをざっくりと見るような分野がないと、個別の話だけでは実際にどれだけ伸びたかの評価だけになってしまい、総体として市の力がどれだけついたのかが把握できない。

例えば、3つの基本的な視点の中の、参画と協働はどの程度達成できたのか、人づくりはどの程度達成できたのか、好循環はどのようにシステム化できたのか、概ねこういった評価が個々の計画の数値目標を上げていく基盤になってくると思う。そのため基盤に対する評価は、当然基本計画の中で行わなければいけない。けれどもその結果としての目標設定は、個別計画の中で行わなければいけない、という役割分担が、この両計画の中にはあると思う。

それらを最初に設定し、基本目標を設定するのであれば、次のアクションにつなげていくための評価と改善の仕掛けをどのようにしていくのが問題であるが、それについては、審議会がチェック機能をもつというのではなく、もう少し専門性をもった所が、P D C Aを回してある程度時間をかけていく中で、目標設定も行っていくということまでを含め込んで、逆に良いのではないかと思う。中途半端に目標設定すると、5年という短い期間では、先程言われたように、達成できなければあまり前転がししているイメージではなく、前転がししていくための基盤をどのようにつくっていくのかということも含めて、今回の場合であれば、中に埋め込んでいく仕掛けがあってもいいと思う。

私は基本的には、基本計画の中に数値目標的なものを入れる必要はないと思う。その理由は、個別計画できちんとそれが達成できて、個別計画にきちんとP D C Aがかかるのであれば、その結果の総体が全体の計画にどのように反映できているのかということが、基本計画の評価にうまくつながればいいと思うからである。

それから、今ここで示されている個別計画は、環境部局の計画が大半だと思う。例えば

今回農林部局と統合したが、森林整備計画や経済分野や教育分野などいろいろな計画が県庁内にあると思うが、それらとも全て連動しているはずである。そのため個別計画についても、そのような意味で視点を変えて各分野統合型にしておかないと、環境部局の取組に対する評価になってしまい、全県的な環境政策に対する評価ができなくなってしまう恐れもある。

もう一つは、言葉の定義について、「持続可能な」という言葉がかなり出てくるが、今環境省など国レベルで使っている「持続可能な社会」という言葉の中には、環境と経済と社会という大きな枠組みがあり、西宮市の定義の場合は、公正で平和な社会をめざすという意味を入れ込んだ。今ここで使われている「持続可能な社会」の定義は、どちらかといえば環境面に特化しているが、持続可能な開発のための教育の10年が中間年に入ろうとしており、教育レベルでは「持続可能な社会」は様々な課題統合型の考え方だと言われているのに、これを評価する時には、環境面の概念でしか評価できなくなってしまうのはやや厳しい気がする。そのため「持続可能な」という言葉を所々で使う時の意味合いと、全体として「持続可能な社会」という時の意味合いとでは、県はどのように考えているのかをはっきりさせておいた方がよい。一般の方は大抵「持続可能な」という言葉自体にまだ慣れておらず、さらに環境とイコールということになってくると、そこで止まってしまうと思う。文部科学省の教育指導要領の改訂があり、今年からの指導要領には、既に「持続可能な社会」という言葉が幅を広げて入っている。そうすると、今度はこの中の環境学習の施策とも合わなくなってくるので、その点が非常に気になった。

(天野委員長)

環境の方で使っている「持続可能」も、そんなに狭い意味ではなく、公平性というものが非常に強い内容になっている。そのため、言われるような意味はここに含まれているはずであり、意味を狭くしているのは環境を手がけている人が狭くしているのでは。

(小川委員)

どこで使われるかによって言葉の意味が逆規定されてくるので、使わなくてもいいところには使わないようにするというのもあっていいかもしれない。

(環境管理局長)

大久保委員からのご意見のS E Aについては、第1回、第2回で議論があったので、明確な書き方ではないが、P.41に記載している。「施策推進の考え方と方向性」で、将来のS E Aの導入も視野に入れながら「また、・・・環境影響評価の適切な運用を推進する」という表現を記載している。それから「施策の進め方」で、「さらに、事業のより早い段階からの県民等の参加を図るため、計画策定段階で、・・・」として、計画段階環境アセスメントの制度化の検討を進めるような表現を追記した。不十分とのご意見もいただいているが、今のところ県が言えるのはここまでかなということで、書かせていただいている。

(天野委員長)

よく注意して各行を読んでいくと、何か新たなものが入っている。

(大久保委員)

しかし、環境影響評価審査会 S E A 部会でいろいろと議論した。もう一度最初から検討するような感じを受けるが、あの件はなくなってしまったということか。その点だけ確認しておきたい。

(小林委員)

今言われた S E A については、私はこの程度の記述で良いのではないかと思う。今まで様々な委員会で議論され、国でも議論されている割には実行されていない。今議論されている S E A は机上論ばかりで、実務者が実際にそれをやる段階でどのようにはめ込むのかと聞かれた時に、ほとんどはめ込みようがないイメージがある。そういった意味で、私は S E A の考え方自身をもう少し整理しないと実務的には無理かなと思う。いわゆる事業計画を作っている段階で、どこで市民の方々にお知らせして議論するのかというレベルが、今議論されている内容と実務的にはややずれている気がする。この点を整理しなければ、実際にやる人間は手を出さないとと思う。

(大久保委員)

そうすると、S E A 部会で議論した内容は、基本的にはそういった点を踏まえてから取り組むことになるのか。S E A 部会では、具体的な進め方まで含めた案を担当部局で作り、それを試行的に運用していく中で、どのようにしていけばいいのかを考えることになっていったと思う。S E A 部会では今の小林委員の指摘を踏まえた議論をしてきたと思うので、部会にいた一員としてはやや納得し難い気がするが、意見として申し上げておく。

(新澤委員)

第3部で「環境適合型社会」とあり、個別課題ごとに「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」という用語が出てくるが、第4部では「低炭素」「循環型」という用語は出てくるものの「自然共生」という用語は出てこず、「生物多様性の保全」という言葉に変わっている。単に用語の問題だけではなく、キーワードとして出てくるのであるから、後にフォローが必要であり、第4部を見直すべきと思う。

それから、第4部第5章で「経済的インセンティブによるライフスタイルの変革」という項目があるが、中身を見るとエコポイントのことである。このようなタイトルを掲げるのであれば、もう少し他の事も入らないのかというのが正直な印象であり、エコポイントだけにするのであれば、別のタイトルにした方がいいと思う。

それから、P.52～53の防災・減災について、温暖化で実際に影響が出てきていることから行政による各種防災対策事業の実施にとどまらず・・・という流れでまとめているが、行政が温暖化の関係で防災対策事業を実施するためには、そのまま放置しておくどのような影響が起きるかという予測が先にあるべきであるし、被害を最小化するにも資源が限られているため、どの分野に優先的にお金を投じていくのか計画的な対応も必要だと思う。おそらく国では各省庁がばらばらに対応していくと思うので、県としてそういった計画をつくることも、一つの視点としてはあり得ると思う。

(藤井委員)

環境と経済の好循環というものをどのようにしてフォローアップするのか。個別計画の

中でも廃棄物やCO2削減といった指標しかない。これで我々経済界はどのように取り組んでいけばよいのか。

目標にも定性的なものと数値目標とがあり、目標設定の考え方についても、数値目標を立てられるものを2つに分けて考えてもいいので、個人的には例2のような例示のある表現の方がいいと思う。

それから数値目標を立てるのであれば、お金をかけないと絶対に達成できないものもあるので、やはり予算がしっかり対応している必要がある。それを例えば経済界に負担せよという話になると、何のための計画かわからなくなるため、やはりきちんとした根拠なり数値が必要だと思う。3部・4部から個別計画のフォローアップにかけての流れがどうもすっきりしない印象を受ける。

(天野委員長)

今のご指摘で気がついたが、森林税のような制度を採用する県がかなりある。森林税は環境税の一種であり経済的手法の一つである。そういったものが他にもいろいろあると思うが、具体的にしろ抽象的にしろこのような手法を導入する必要がある、といった書き方もできると思う。

それから、環境と経済の好循環については、現在はむしろ事業者の方がそういったことに取り組んでいる。大企業が主であるが、最近は中小企業も巻き込んで取り組む動きが出てきている。具体的には環境報告書を出すなどして環境への取組を公表する。公表するとその企業の株価が上がる。そういった取組を環境省等が推進している。県としてもそういった取組の後押しをすれば良いのではないか。

それから最近では、中小企業の取組を進めるために大企業が援助し、援助したことを例えば報告書で報告すればまた株価が上がる、といった形で、ちょうど先進国が途上国のプロジェクトを支援し、それでクレジットをもらうのと似たようなことを国内で行っている。また、工業が農業を支援するなど、様々な取組がある。そういった取組が日本でも進行しているという情報を伝えることも、基本計画の一つの役目だと思う。そうするとかなり具体的な話になり理解が得られやすいと思う。

(小林委員)

今天野委員長が言われた「(4)経済的インセンティブによるライフスタイルの変革」については、もう一度文章を全部見直した方が良いと思う。例えば、施策の進め方の1つ目の「省エネ家電の家庭への導入を促進するため」という文章については、確か今回の温対法が国会を通過する時、民主党の修正意見で新たに条文が入っている。商品を購入する側が購入する側に対し、環境に関する情報を与えなければならないという条文が今回追加されているので、その辺をうまく取り入れた方が良いと思う。

それから2つ目のエコポイントに関して、個人的意見であるが、エコポイントはものにならないと思っている。そのため、あまりエコポイントのことをそのまま書かず、もっと別の内容にした方が良いと思う。エコポイントがなぜうまくいかないのかということ、インセンティブがうまく働かないと思うからである。もっと別の仕掛けをしない限り、今のイメージでエコポイントを使うのはいかがかという気がする。

(天野委員長)

先程言い忘れたが、経済的手法と並んで、しかもこちらの方がむしろ効果があるのではないかという意味で、情報的手法というものがある。要するに情報を出させて、情報を見ながら様々な人が評価をする。国の基本計画ではかなり早い段階から情報的手法を重視しており、日本の社会では経済的手法より情報的手法の方がはるかに良い成績を上げているが、ここでは情報的手法という言葉が一言も出てこない。この辺りの事にもう少し言及し、具体的な例も書いた方が計画として良くなると思う。

まだまだご意見があるかと思うが、それぞれ事務局の方へご意見を寄せていただいても結構であるし、次回の小委員会でご議論していただく機会もあるので、議論はこの辺りで終わらせていただきたい。

(3) 今後の審議スケジュールについて

今後の審議スケジュールについて、事務局（環境政策課課長補佐兼政策係長）の説明を聴取した。

閉会（午前12時）